

第25回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第25回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 令和3年2月2日(火)
- 3 開催方法 書面開催(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため)
- 4 出席者 上原会長、場々会長代理、益山委員、塚原委員、前田委員、浅川委員、伊藤佑美委員、川井委員、斎藤委員、堀井委員、伊藤節雄委員、金子委員
- 5 市側出席者 矢花建築住宅課長、小林建築景観係長、兼井主査
- 7 会議概要作成年月日 令和3年2月12日

協 議 事 項 等

1 審議事項

安曇野市景観計画及び景観づくりガイドラインについて、案のとおり改定してよいか。

2 会議概要

本審議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面会議にて開催した。

令和3年1月22日に各委員に対して、開催通知及び会議資料を郵送にて送付した。提出期限(令和3年2月2日)までに全委員から書面表決書が提出され、その結果については次のとおりである。

審議結果

審議事項について全委員が「賛成する(異議なし)」との回答であり、賛成多数により審議事項を可決した。なお、審議案件に関する主な意見及びその意見に対する市の対応については、次のとおりである。

意見① 太陽光発電施設について、地上設置だけではなく、屋根に設置するものについても、配慮事項があった方が良いのではないかと。

回答① 屋根に設置する場合の配慮事項をガイドラインに追加しました。

意見② 立体駐車場を設置する場合の配慮事項も記載した方が良いのではないかと。

回答② 立体駐車場に関する配慮事項をガイドラインに追加しました。

意見③ 河川アダプトプログラム事業は、事業名が変更になっている。

回答③ 事業名を修正しました。

意見④ 色彩(マンセル値)の基準について、現実的な指針になっていないと感じる。

回答④ 基準については、安曇野市における景観づくりの目標や実情等も踏まえて、今後も継続的に検討していくこととします。

意見⑤ 工場建屋に関する記載がない。建屋を新築、増築する際のガイドライン作成及び景観に配慮した上での柔軟な対応を望む。

回答⑤ 工場建屋についても、一般住宅や商業施設と同様に屋外広告物条例や景観条例における基準が適用されます。ご指摘のとおり工場に関する個別的な記載は景観計画やガイドラインにはありませんので、景観計画の実効性を高めていくためにも、工業施設等を建設する際の配慮事項等の取りまとめを検討してまいります。